

免許証再交付申請（法第 10 条）

1 内容

免許証を紛失、またはき損した場合に、事由が生じたときから 15 日以内に申請し、免許証の再交付を受けなければなりません。

申請者は、免許者（麻薬施用者、麻薬管理者）本人です。

2 手数料

2,700 円（佐賀県証紙）

3 提出書類、部数

- ・ 免許証再交付申請書 2 部
 - ・ き損の場合は、き損した免許証原本
- ※ 控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

4 提出期限

申請の事由が生じた日から 15 日以内

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

申請書記載にあたって、免許証番号、免許証の有効期間開始年月日が不明の場合は、薬務課（Tel.0952-25-7082）までお問い合わせください。